

利 用 上 の 注 意

- 1 ここに掲げた統計表は、標本調査の推計値であるため、1位を四捨五入し10位までを有効数字として表章しました。ただし、愛知県計については10位を四捨五入し100位までを有効数字としています。したがって、表中の個々の数字の合計が、必ずしも総数及び愛知県計とは一致しません。

なお、平均値については、それぞれ表章単位未満を四捨五入して表章しています。

- 2 統計表中に使用されている記号は次のとおりです。

「 - 」は調査又は集計した該当数字のないもの

「...」は調査又は集計していないもの

「0」は調査又は集計した該当数字が表章単位に満たないもの

- 3 ここに掲げる統計表は、標本調査の推計値であるため、県内全市・区及び一定規模以上()の町村のみを掲載しています。今回の調査対象及び表章される市町村は下記のとおりです。

平成15年10月1日現在の行政区域での平成12年国勢調査人口を基準とした人口1万5000人以上の町村。

区 分	調 査 対 象 市 町 村
尾 張 地 域	
名古屋地区	名古屋市
海部・津島地区	津島市 海部郡(七宝町・美和町・甚目寺町・大治町・蟹江町・十四山村・飛島村・弥富町・佐屋町・立田村・八開村・佐織町)
尾張中部地区	西春日井郡(西枇杷島町・豊山町・師勝町・西春町・春日町・清洲町・新川町)
尾張西部地区	一宮市、尾西市、稲沢市、葉栗郡(木曾川町)、中島郡(祖父江町・平和町)
尾張北部地区	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡(大口町・扶桑町)
尾張東部地区	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡(東郷町・長久手町)
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡(阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町)
西 三 河 地 域	
豊田・加茂地区	豊田市、西加茂郡(三好町・藤岡町・小原村)、東加茂郡(足助町・下山村・旭町・稲武町)
岡崎・額田地区	岡崎市、額田郡(幸田町・額田町)
衣浦東部地区	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
西尾・幡豆地区	西尾市、幡豆郡(一色町・吉良町・幡豆町)
東 三 河 地 域	
新城・南北設楽地区	新城市、北設楽郡(設楽町・東栄町・豊根村・津具村)、南設楽郡(鳳来町・作手村)
宝飯地区	豊川市、蒲郡市、宝飯郡(音羽町・一宮町・小板井町・御津町)
豊橋・渥美地区	豊橋市、田原市、渥美郡(渥美町)

注) 北設楽郡富山村は調査対象外である。

下線のある町村は、市町村別の統計表に表章されていない。

調査のあらまし

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び世帯の居住状況の実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることを目的として、昭和 23 年以来 5 年ごとに実施されています。今回の調査は第 12 回目にあたります。

2 調査のねらい

今回の調査は、近年における国民の居住形態や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、多様化する国民の居住状況の実態を把握するため、特に、少子・高齢化社会を支える居住環境の整備などの実態、耐震性、防火性などの住宅性能水準の達成度、土地の有効利用に係る実態について把握することを重点に実施され、市町村や地区ごとに策定する住宅・土地関連諸施策に対応するため、調査結果の集計・公表範囲を拡大しています。

3 根拠法令

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（指定統計第 14 号）であり、住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）に基づいて実施されました。

4 調査の時期

調査は、平成 15 年 10 月 1 日現在で実施されました。

5 調査の地域

本県における平成 12 年国勢調査の調査区数 49,937 調査区の中から、総務省統計局において 12,256 調査区（抽出率約 4 分の 1）が選定され、平成 15 年 2 月 1 日現在で、これらの調査区を住戸数に応じて分割することにより設定した 12,256 調査単位区（富山村を除く 86 市町村）について調査しました。

6 調査の対象

調査の地域内にあるすべての住宅及び人が居住する住宅以外の建物並びにそれらに居住している世帯（本県 約 21 万世帯）について調査しました。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外しました。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事館やその随員（家族含む。）が居住している住居
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

7 調査の方法

(1) 調査の系統

この調査は、総務大臣 - 知事 - 市町村 - 住宅・土地統計調査指導員 - 住宅・土地統計調査調査員 - 調査世帯の系統によって行われました。

(2) 調査の方法

調査は、知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配付し、後日、収集する方法により行われました。

8 集計及び結果の公表

集計はすべて総務省統計局及び独立行政法人統計センターで行われ、集計結果は、報告書として、「速報集計結果」並びに確報集計の「第 1 巻 全国編」、「第 2 巻 大都市圏編」、「第 3 巻 距離帯編」、「第 4 巻 都市圏編」及び「第 5 巻 都道府県編」として刊行されます。